

平成18年10月23日

# 第21回広島市都市計画審議会 議事録

事務局

企画総務局企画調整部

## 第21回広島市都市計画審議会議事録

1 開催日時 平成18年10月23日 午前10時00分

2 開催場所 広島市議会棟4階 全員協議会室

3 出席委員等

(1) 出席者

ア 学識経験者 高東博視 藤原章正 福田由美子 三浦浩之 太田いく子  
大原勝美(途中出席) 濱本隆之

イ 市議会議員 下向井 敏 都志見信夫 柳坪 進(途中出席)

ウ 関係行政機関の職員 中国地方整備局長代理 地方事業評価管理官 森山利夫

エ 県の職員 広島県警察本部交通部長代理 交通規制課長 課長補佐 藤原宏志

オ 市民委員 吉岡恭子 高橋孝造 吉田知世

以上 15名

(2) 欠席者

ア 学識経験者 福田昌則

イ 市議会議員 谷川正徳 土井哲男 平野博昭 山田春男

(3) 傍聴人

一般 0名

報道関係 0名

4 閉 会 午前11時45分

## 第 2 1 回広島市都市計画審議会

平成 1 8 年 1 0 月 2 3 日 ( 月 )

事務局 ( 都市計画担当部長 ) それでは、ただ今から第 2 1 回広島市都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、お集まりをいただきまして、どうもありがとうございます。

私は都市計画担当部長の池田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

審議に入ります前に、本審議会の委員の改選につきまして、御報告を申し上げます。

お手元の配布資料のうち資料 1 としまして配席表を、資料 2 としまして「広島市都市計画審議会委員名簿」をお配りいたしております。

学識経験者の委員といたしまして、広島商工会議所副会頭の福田昌則様に、今回新たに委員に就任いただいておりますが、本日は都合により欠席されております。

それでは、本日の議題についてでございますが、先に開催通知でお知らせしておりますとおり、3 つの議案と報告事項がございます。

第 1 号議案及び第 2 号議案はいずれも「道路の区域の変更」についての案件でございます。第 1 号議案は広島県決定の「安芸府中道路」で、第 2 号議案は広島市決定の「福田線」でございます。第 3 号議案は、広島市決定の「藤の木地区地区計画」の決定についてでございます。

最後に、「その他の事項」ということで、「都市計画道路見直しの基本方針の案」等につきまして、御報告をさせていただきます。

それでは、藤原会長さん、よろしく願いいたします。

会長 おはようございます。本日は月曜日の朝にもかかわらず、またお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、第 2 1 回都市計画審議会を始めさせていただきます。本日、御出席いただいております委員の方々は、2 0 名中 1 3 名ということでございます。定数に達しておりますので、本日の審議会は成立しております。

次に、本日の議事録の署名をお願いする方を指名させていただきます。本日の署名は濱本委員さん、そして下向井委員さんをお願いしたいと思います。

それでは、審議に入りたいと思います。

まず、第 1 号議案につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

事務局（都市計画担当課長） 都市計画担当課長の藤井でございます。よろしく御  
いたします。それでは、第1号議案の道路の変更の意見照会につきまして、御説明い  
たします。スライドを御覧ください。

都市計画道路安芸府中道路の変更でございます。広島県決定に係る案件でございま  
す。

本件は、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、広島県が都市計画決定する際に、  
広島市の意見を聴くこととされていることから、県から市に意見を求められたものでご  
ざいます。

それでは、今回の変更内容の説明に入る前に、安芸府中道路の路線概要について御説  
明いたします。こちらは位置図です。安芸府中道路は、黒枠で囲った中の赤色の線で示  
しております。この道路は、平成4年8月に示された「広島都市圏幹線道路網計画」に  
おいて、山陽自動車道、府中仁保道路及び広島南道路等とともに環状型道路網を形成し、  
広島都市圏における広域交通ネットワークや都市内の拠点間の連携を強化する自動車  
専用道路網の一部として位置づけられております。この自動車専用道路を、指定都市高  
速道路として整備するため、平成9年6月に県と市が共同で「広島高速道路公社」を設  
立しました。広島高速1号線、これは都市計画道路名では安芸府中道路、本案件の道路  
ですが、この1号線のほか、現在、2号線、3号線及び5号線の整備が進められており  
ます。なお、4号線の広島西風新都線は完成をいたしております。

こちらは、先ほどの図の黒枠の区域を、右まわりに90度回転させて拡大した図です。  
図の右側が北になっております。左上がJR広島駅です。右側の紫色の線が山陽自動車  
道です。安芸府中道路は、平成9年6月に都市計画決定され、東区福田一丁目の山陽自  
動車道広島東インターチェンジを起点としまして、東区温品二丁目の終点に至る、全長  
約7,350m、代表幅員18mの自動車専用道路であり、広島東インターチェンジか  
ら市中心部へのアクセスの向上と、主要地方道広島中島線の交通混雑の解消を目的とし  
て計画された都市計画道路です。こちらは、今年の8月現在の写真で、馬木料金所付近  
を南から北へ望んだものです。上側の紫色の点線が山陽自動車道です。また、下側から  
山陽自動車道に至る黄色の点線が安芸府中道路で、途中から馬木料金所へ分岐し、緑色  
の点線の一般道へ接続しております。

それでは、今回の変更概要について御説明いたします。変更内容は大きく3点ござい  
ます。

1点目は、沿道の土地利用計画が確定したことにより、その区域を削除する変更です。2点目は、トンネルの避難連絡坑及び非常駐車帯の位置の変更です。3点目は、事業実施に伴う法面区域の変更です。

以上3点について、順を追って御説明いたします。

まず最初に、沿道の土地利用計画が確定したことによる区域の変更です。この変更の位置は、図の黒枠の緑色の部分です。こちらは、新旧対照図です。緑色の変更を行わない都市計画道路区域を示しており、黄色は削除する区域を示しております。この区域は、黄色の部分の道路の法面を削除するものです。詳細な変更内容は、こちらの平面図を御覧ください。水色の部分が安芸府中道路本線で、緑色の部分が福田料金所への接続道路、これをランプと申します。右下の断面図は、青色の破線の部分の断面図です。具体的な変更内容ですが、道路区域内に多数点在していた墓地の権利者が、それらを移転するにあたり、その移転場所として、当初、道路の法面として計画していた道路区域内に、墓地造成を計画したことから、それに伴い道路法面の一部が不要となりました。このため、都市計画道路区域からこの区域を削除するものです。

次に2点目の変更は、トンネル避難連絡坑及び非常駐車帯の位置の変更です。この変更の位置は、図の黒枠の緑色の部分です。こちらは、新旧対照図です。左側の青色の枠を拡大したものを、右側の赤色の枠に示しております。トンネルは、図の上側が山陽自動車道方面の上り線で、下側が市中心部方面の下り線です。トンネルの避難連絡坑は、トンネル内で運転者等が火災や事故に遭遇した場合、トンネル外、つまりもう1本のトンネルへ避難させるために、上下線のトンネルの間に計画している施設です。

また、非常駐車帯は、故障した車が他の走行している車の邪魔にならないように、一時的に駐車させておく施設で、避難連絡坑と同じ位置に、上下線それぞれに計画しております。

具体的な変更の内容ですが、トンネル本体の施工に伴い、避難連絡坑等に近接する中国電力広島変電所への地盤沈下の影響を極力少なくするため、約40mほど北側に位置を変更するものです。

次に3点目の変更は、事業実施に伴う法面区域の変更です。この変更の位置は、図の黒枠の緑色の部分になります。こちらは、新旧対照図で、上側が北になっています。図の青色の枠を拡大したものを赤色の枠に示しております。事業実施に伴い全線に渡って詳細な調査を行った結果、この部分の変更が必要となりました。この変更の部分は、安

芸府中道路から山陽自動車道へのランプの法面であり、黄色い部分を削除するものです。

こちらは、断面図を示しております。上の図の赤色の線は当初想定していた地盤線で、現都市計画道路区域は、これを基に定めていました。一方、事業実施に伴い詳細な調査を行った結果、下の図にお示ししておりますように地盤線が異なっていたことから、不要となった区域の削除を行うものです。

なお、本議案の計画書等につきましては、議案書の3ページから11ページに記載しております。

以上、第1号議案の道路の変更の意見照会について御説明いたしました。

なお、この計画案につきまして、先月の9月19日から10月3日までの2週間、案の縦覧を行いました。

以上で第1号議案の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

会長 それでは、第1号議案につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いします。

委員 2つ目ですけれども、中国電力の変電所への影響を考慮して場所を移したということですが、その距離が40mという御説明でしたが、40mということに何らかの意味はあるのでしょうか。それとこの場所がちょうど、地盤構造から適切だという何らかの判断があったのでしょうか。

会長 事務局お願いします。どうぞ。

事務局（道路計画課長） 道路計画課長でございます。

先ほど、説明にもございましたようにトンネル上部に大規模変電所がございます。そのトンネル掘削による地表面の沈下が少し多ございまして、変電所施設への影響をできる限り低減する必要が生じました。中国電力と協議しまして、いわゆる地表面の載荷重の荷重影響範囲は通常45度で考えておりますが、これを避けるというようなことで協議し、検討した結果、40mほど北にずらすことによってこの影響が回避できるという結果になってこういうことになったものです。以上でございます。

会長 はい、お願いします。

委員 さきほど、墓地が造成されたということによって、法面区域を造成する必要がなくなったとおっしゃったんですけれども、それによるコスト削減はどの程度だったのでしょうか。

会長 事務局、お願いします。

事務局（道路計画課長） 道路計画課長でございます。コストについての資料は今ございません。申し訳ございません。ただ、この区域からはずした所については当然、道路区域としての買収の必要がございませんので、当然そこについての用地買収費については、道路側で持つ必要がなくなっております。もちろん、法面の工事についても合わせて道路側で持つ必要はございません。数字は今、持ち合わせておりません。

会長 これは、後ほどお答えということによろしいでしょうか。他に御質問、御意見はございませんか。はい、お願いします。

委員 今日はじめて参加させていただいて、どのようなところがポイントがわからずに発言するんですが、先ほどの墓地の法面の変更だとか、あるいは先ほどの質問にもありました中国電力の施設への影響という、こういう技術的な話は全部ある程度きっちりと検討された結果がこの案になっているという理解でよろしいのでしょうか。例えば最後、3つ目の話でありました詳細に調べるとこうだったというような説明がありましたけれど、ここで説明を受けている範囲では技術的に信頼するしかないんですけど、一応その前提で認めることだろうと思うんですが。ということをお伺いしたいのです。

会長 はい、お願いします。

事務局（道路計画課長） 道路計画課長でございます。確かに、精微な図面で部分的な変更がないのが望ましいとは思いますが、現実的には地形図については、航空写真、航空測量の図面を用いまして、概略的な設計を行った段階で、都市計画に位置づけさせていただいておりまして、その後、事業の採択等を受けて精微な地形測量、実施設計を行って事業に入ります。そういう所で多少の誤差が出てしまい、地権者さんといろいろ御協議させていただく中で合意形成がとれるような構造等になることもございます。それらがこういう形で微修正ということが生じることがございます。以上でございます。

会長 よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

委員 先ほどのトンネルのところの連絡坑の件なんですけども、まず位置変更というところは、先ほどの御説明でわかったんですが、もともとの機能、目的から考えた時にこれさらに出口に近い方に移設ということになります。そういうことに対して、本来の目的を果たせるということに関しての機能低下ということはないのでしょうか。

会長 はい、お願いします。

事務局（道路計画課長） お答えします。こういうトンネルの防災基準につきまして

は、広島高速道路公社でも基準を設けておりまして、トンネル坑口から750m以内であれば、効用を発するというところでございます。この位置変更によりまして、トンネル坑口から748m、基準内でございますので避難設備としての効用は発揮できるというふうに考えております。以上でございます。

会長 はい、その他にいかがでしょうか。

委員 ここへ出てくる議案は技術的な詰めについては、基本的には事務局で精査したものが出てくるというのが基本的になってます。だからここへは今のようない説明資料の中に技術面の話が入っていない、それは一応原則として技術的なことは精査されていると。あと計画論とか、そういうことについて、御審議していただくというのがこの審議会の役目ではないかと思えます。間違っていたら訂正してください。

会長 特に事務局の方から何かございますか。よろしいですか。委員、よろしいですか。

会長 その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは特に御意見、御質問は他にないようでございますので、この第1号議案につきましては、原案のとおり市から県に意見なしと回答することについて異議はないという形で、市長に答申することにしてよろしゅうございますでしょうか。

委員 異議なし。

会長 はい、異議なしと認めます。それでは第1号議案につきましては原案のどおり、答申することにいたします。

会長 それでは続きまして、第2号議案につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局（都市計画担当課長） それでは、第2号議案の道路の変更について、御説明いたします。スライドを御覧ください。都市計画道路福田線の変更で広島市決定の案件でございます。それでは、今回の変更内容の説明に入る前に、福田線の路線概要について御説明いたします。

こちらは、福田線の周辺を示した位置図です。本路線は、黒枠で囲った中の赤色の線で示しております。こちらは、先ほどの図の黒枠の区域を、左まわりに90度回転させて拡大した図です。図の上側が北の方向になっております。図の東西を通過している紫色の線が山陽自動車道です。図の中央の広島東インターチェンジから南側に伸びている青色の線が先ほど御説明いたしました安芸府中道路です。



この福田線は、平成9年6月に安芸府中道路と同時に都市計画決定を行い、東区福田四丁目の都市計画道路福田馬木線との接続部分を起点とし、東区福田三丁目の安芸府中道路の福田料金所に至る、全長約790m、代表幅員11mの幹線道路です。この道路は、福田馬木線から福田料金所へのアクセス道路として、また、地域全体の円滑な交通処理を確保するために計画された都市計画道路です。こちらは、今年8月現在の写真で、広島東インターチェンジ付近を北から南へ望んだものです。写真の紫色の点線が山陽自動車道です。緑色の点線が現道の福田馬木線です。黄色の点線が安芸府中道路で、水色の線が安芸府中道路と山陽自動車道をつなぐランプです。それぞれ、矢印の方向に通行します。赤色の線が本案件の福田線です。

それでは、今回の変更概要について御説明いたします。変更内容は大きく2点ございます。

1点目は、沿道の土地利用計画が確定したことにより、その区域を削除する変更です。2点目は、平成10年11月の都市計画法施行令の一部改正に伴い、今回の変更併せて新たに「車線の数」を決定するものです。以上2点について順を追って御説明いたします。

まず最初に、沿道の土地利用計画が確定したことによる区域の変更です。こちらは、新旧対照図です。 から までの青色の枠の部分が変更の生じる部分で、これらを拡大したものを から までの赤色の枠で示しております。これら4つの枠の黄色の部分の道路法面を削除するものです。これらにつきましては、具体的な変更内容を御説明いたします。

まず、沿道の私有地が地盤の高さを下げて土地利用を計画した場合のものです。上側の断面図では、当初都市計画決定時に、道路の計画高より私有地が高く、道路の法面を道路区域に含めていましたが、計画決定後、私有地がその地盤を下げて土地利用を計画したため、道路法面が不要となり、その法面区域を都市計画道路区域から削除するものです。次に、先ほどとは逆に、私有地の地盤を上げて土地利用を計画した場合のものです。上側の断面図では、当初、道路の計画高より私有地が低く、道路の法面を道路区域に含めていましたが、計画決定後、私有地がその地盤を上げて土地利用を計画したため、道路法面が不要となり、その区域を削除するものです。

次に2点目の変更は、都市計画法施行令の一部改正に伴う、車線の数決定です。これは、平成10年11月の都市計画法施行令の改正により、都市計画変更する場合に、

新たに「車線の数」を都市計画に定めることとされたことから、車線数を「2車線」として、計画書に追加して記載するものです。こちらは、標準断面図です。図のように、車線の数に2車線でございます。

なお、本議案の計画書等につきましては、議案書の12ページから18ページに記載しております。

以上、第2号議案の道路の変更について御説明いたしました。

なお、この計画案につきまして、先月の9月19日から10月3日までの2週間、案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。以上で第2号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

会長 ただいま、事務局から御説明いただきました第2号議案につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いします。はい、お願いします。

委員 さきほどの質問と同じなんですけども、法面をなくすことによってコストダウンができる。結果的にかもしれませんが、民有地が上げたり下げたりすることによって法面がいなくなるというふうにおっしゃっているんですけども、そのへんはコスト削減のためになんらかのネゴシエーションをされているのでしょうか。

会長 事務局お願いします。

事務局（道路計画課長） この福田線のような一般道路については、当然、民地から乗り入れができる道路でございます。そう言う意味からして沿道の地権者さんも、道路が出来ることによって自分の土地をどういうふうにも有効活用するかという視点でお考えになります。コスト削減の視点だけで、例えば、山を切ってくれとか、盛ってくれというような言い方は直接的には、しておりませんが、沿道のみなさんのいわゆる生活設計と申しますか、その辺を充分講じる段階で御相談させていただいて、こういう結果になった。結果としては用地買収費や法面の築造費が不要になります。結論としては、積極的に追い込んでいるわけではありませんが、皆さんの生活設計をどういうふうにするかを、充分協議させていただいた上で、こういうことになったということを御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

会長 その他にございませんでしょうか。はい、お願いします。

委員 これミスプリントではないかと思うんですが、17ページのA3のカラーの図面がありますね。図面の左の上の方に安芸府中道路と書いてあるんですが、この道路は山陽自動車道ではないですかね。

会長 はい、お願いします。

事務局（都市計画担当課長） 図面はミスプリントでございます。

委員 山陽自動車道でいいんでしょう。

事務局（都市計画担当課長） はい。

会長 はい、それでは、先ほど御指摘をいただきました17ページの第2号議案、3分の2と書いてあるものの左上の道路名の名称につきましては、山陽自動車道ということで御訂正をお願いします。その他にございませんでしょうか。はい。

委員 今の図面で少し教えていただきたいところがあるんですが、例えば、右上のところの変更区間L=約30m、幅員が11mと書いてあるところについて、今回、削除ということですが、それに隣接している土地利用は現状では荒地とかになるんですかね。特に利用はされていない場所ですが、これは、道路ができることで、将来、その所有者が利用を考えて自分のところの土地を変えるということが、もう現状起きているから、変更になったということなんですか。

会長 はい、お願いします。

事務局（道路計画課長） その通りでございます。

会長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。他にございませんようですので、第2号議案につきましては、原案どおり都市計画とすることを適当と認めると、市長に答申することにしてよろしゅうございますでしょうか。

委員 異議なし。

会長 ありがとうございます。異議なしと認めます。それでは本第2号議案につきましては原案どおり答申することにいたします。

会長 続きまして、第3号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（都市計画担当課長） それでは、第3号議案「地区計画の決定」について、御説明いたします。スライドを御覧ください。本件は、住民発意の地区計画を決定するものでございまして、広島市決定に係る案件でございます。まずはじめに、「地区計画」について御説明いたします。

「地区計画」は、地区の特性に応じた良好な市街地環境の形成を図るために、地区単位で地区の特性に応じたまちづくりのルールを定めるものです。この地区計画は、「地区計画の目標や土地利用の方針など、まちづくりの構想を示す部分」とその方針に従って具体的な規制内容を定める「地区整備計画」により構成されております。「地区整備

計画」では、主として地区内の居住者等の用に供する道路や公園などの「地区施設」、建築物の用途の制限などの「建築物等に関する事項」、樹木の伐採の制限や、法面等を維持・保全するための「土地利用の制限に関する事項」を必要に応じて定めることができることとなっております。それでは、今回御審議いただく地区計画について御説明いたします。こちらは位置図です。佐伯区の藤の木地区で、佐伯区役所などがある旧五日市町の中心部から北へ約6 km、山陽自動車道五日市インターチェンジから西側へ約3 kmのところ position しています。また、これは、地区の上空から撮影したものです。当該団地は、周囲の緑豊かな丘陵地に囲まれております。これは団地の住宅地及び中心部の現況写真ですが、これまで独自の建築ルールを定めることによって、良好な住環境が形成されています。

それでは、本地区区計画の策定までの経緯について御説明いたします。

この団地は、昭和61年の9月に造成工事が完了し、分譲が開始されましたが、その当時、当地区は都市計画区域外であり、用途地域が定められていなかったため、当該地区の住宅地としての良好な環境を形成するための独自のまちづくりのルールとして、建築基準法に基づく「建築協定」を策定し、昭和61年11月28日に広島市長の認可を受けております。

その後、平成3年に市街化区域に編入され、用途地域が指定されました。建物の用途は、建築基準法により規制されていますが、この建築協定につきましては、有効期間が20年になっておりまして、来月の11月27日をもって期限が切れることとなります。

このため地区住民の方々は、これまで守り続けてきた良好な居住環境が失われないよう、建築協定に替わる地区独自のルールとして、地区計画策定に向けた活動を始められました。平成17年1月には「藤の木地区地区計画設置準備委員会」を設立し、住民が主体となった勉強会を重ね、全住民を対象とした意向調査の実施や説明会の開催などを積極的に行い、地区計画案が作成されました。これを受けて、今年の3月に住民総会の議決を経て、「藤の木学区町内会連合会」及び「藤の木地区地区計画設置準備委員会」から地区計画策定の要望書が広島市に提出されました。

本市ではこれまで、こうした地区住民の積極的なまちづくりへの取り組みを受け、地元や地区外の地権者への必要な情報提供を行いながら、都市計画の手続きを進めてきました。

それでは、地区計画の目標や土地利用の方針などまちづくりの構想につきまして御説

明いたします。

まず、「地区計画の目標」は、「敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止するとともに、地区の特性に応じた良好な建築物等の誘導を行い、快適で潤いのある住宅市街地の保全及び形成を図ろうとするものである。」としております。次に、「土地利用に関する方針」では、「良好な住宅環境を保全するとともに、これと調和した市街地の形成を図る」こととしております。そのうち、「低層住宅地区」は「戸建ての低層住宅を主体とした閑静で落ち着いたある住宅市街地の形成を図る地区」、「近隣商業地区」は「周辺の低層住宅地区の住宅環境と調和し、主に近隣住民の利用する商業地の形成を図る地区」としております。

次に、「地区整備計画」について御説明いたします。まず「建築物等に関する事項」でございます。本地区計画は、「建築物の用途の制限」「建築物の敷地の最低限度」「建築物の高さの最高限度」「壁面の位置の制限」「建築物等の形態又は意匠の制限」「かき又はさくの構造の制限」の6項目につきましてルールを定めるものでございます。

これらにつきまして、順次、御説明いたします。

まず、1点目の「建築物の用途の制限」です。「低層住宅地区」は「第一種低層住居専用地域」、「近隣商業地区」は「近隣商業地域」の用途地域に指定されており、建築物の用途は建築基準法で規制されております。地区計画では、この用途地域における制限に加え、地区の特性に応じた詳細な制限を定めるものです。「低層住宅地区」では、「第一種低層住居専用地域」において建築可能な用途のうち、当地区の住環境保護の観点から住宅及び兼用住宅、診療所、巡査派出所等の公益上必要な施設に限定しております。「近隣商業地区」については、「近隣商業地域」で建築してはならない用途に加えて、周辺の住環境に及ぼす影響という観点から、パチンコ屋やカラオケボックス等を制限することとしております。このように、「低層住宅地区」「近隣商業地区」とともに、低層住宅主体の住宅市街地という、地区の特性に配慮した内容となっております。

2点目の「建築物の敷地の最低限度」について、御説明いたします。

この制限項目は、建築敷地の細分化により、建築物が密集することを防止し、日照・通風の確保や安全性・防火性の向上を図ることにより、居住環境の悪化を防止する目的で定めるものです。当該団地は、1区画50坪、すなわち165㎡を基準として造成が行われており、将来にわたりこの街並みを維持していくため、「低層住宅地区」「近隣商業地区」とともに、現状の敷地規模並に制限値を165㎡としております。

3点目は「建築物の高さの制限」です。これまでは「建築協定」において建築物の高さを10m以下に制限しておりました。今後も低層の住宅主体の良好な市街地環境を保全するため、近隣商業地区においては建築物の高さの最高限度を12mと定めております。これは、商業地の形成を図る土地利用の観点や、周辺の住宅地のプライバシー確保、街並みへの影響などを考慮し定めたものです。

次に、「壁面の位置の制限」です。これは、敷地内空地の確保、日照、通風、プライバシーを確保することにより、良好な街並みの形成を図るため、道路の境界線及び隣地境界線からの距離を定めるものです。建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線及び隣地境界線までの距離を「低層住宅地区」においては1m、「近隣商業地区」においては0.5mとしております。ただし、玄関ポーチやカーポート、物置、公益上必要な施設等はやむを得ないものとして、適用除外としております。

なお、「低層住宅地区」においては、住民の高齢化などに対応できるよう、バリアフリー化のための増築を許容する緩和規定を設けています。その内容は、道路の境界線及び隣地境界線から1mの線よりはみ出す増築部分の床面積が5㎡以下である場合、0.5mまで緩和するというものです。

最後に、「建築物等の形態又は意匠の制限」と「かき又はさくの構造の制限」です。「建築物等の形態又は意匠の制限」では、景観や安全確保の観点から、造成時に設けられた擁壁へ床版等の工作物を設置することを禁止しております。

また、「かき又はさくの構造の制限」でございますが、開放時に道路や隣地へ出ないよう、門扉を内開き又は引き違いの構造とするよう制限しております。

以上、今回、定めようとしております地区計画の内容につきまして御説明いたしました。

本地区計画につきましては、条例に基づき、「原案の縦覧」を、本年6月2日から6月15日までの2週間行うとともに、「意見書の受付」を6月2日から22日までの3週間行っております。また、都市計画法に基づく「案の縦覧と意見書の受付」を、先月の9月1日から15日までの2週間行っております。その結果、意見書の提出はございませんでした。

なお、本議案の計画書等につきましては、議案書の19ページから24ページに記載しております。以上で第3号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

会長 ただいま、御説明いただきました第3号議案につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

委員 失礼します。いくつかお伺いしたいことがあるんですけども、一つは建築協定がもうすぐ期限が切れるので、この機会にということの話ですけど、建築協定の内容はどのような内容か、また、どのような内容から、どのような内容に変えようとしているか。多分、今度は地区計画になりますので、少し期待が高まったものになっているかと思うんですけども、そういう情報をいただきたいなというのと、住民の方がずっと議論されてこういう自分達の地区をどうしようかと考えて、それはいいことだと、すばらしいなと思うんですけども、何か、こう専門家からのアドバイスというか、少し専門的なことをどのくらい議論されているかということをお教えいただきたい。一般論ですけど、よく、郊外の住宅地では今、いろんな問題がありまして、高齢化しているだとか、ここの団地はどうだかよくわかりませんが、いろんな問題がある中で将来に向けてどういう議論がされてきたのか、その結果、こういう計画を作られたと思うんですけども。ただ、例えば、わりと規制をされておりますので、良好な住宅地を守るためには、この内容は必要だということだと思っておりますけど、例えば、高齢者が多くなってきた時に自分達で少し、助け合いながら進むような形態をしたいと思った時に、例えば、共同住宅はだめだということになってるだとか、少し、この地区の特性をどう分析されて、こういう計画になったというところの議論があれば、教えていただくとありがたいなと思っております。

会長 はい、事務局、お願いします。

事務局（都市計画担当課長） はい、それでは、まず、建築協定との今回の地区計画との違いという点で、主な点を3点ほど、申し上げますと、まず、用途の関係といたしまして、近隣商業地域、この建築協定では制限はありませんでしたけれども、今回、近隣商業地域に立地してはいけない建物を新たに、例えばさきほど御説明しましたように、パチンコ屋とかマージャン屋とかそういったものを新たに新規に制限を加えているというのが1点ございます。それから2点目としましては近隣商業地域で、高さを10mに建築協定は規定いたしていたわけなんですけど、近隣商業地域の地権者から高さ制限の緩和について意見が出されまして、これについては12mまで許容してもいいのではないかと、住民の方々の中でも話しあわれまして、12mに規定をいたしております。それから、もう1点申しますと、壁面の制限、1mあるいは0.5mと御説明申し上げま

したけれども、これにつきましては、建築協定に定めている制限をそのまま継承いたしております。

それから2点目の専門的観点からのアドバイスでございますけれども、こうした地区住民の方々、いろいろ勉強会する中に、市として勉強会にも出向いて行きまして、市の方からいろんなアドバイスしていった点と、それからアドバイザー派遣という制度がございまして、市の方から、アドバイザーとしてコンサルタントを派遣して地区計画案をとりまとめた、といった経緯がございます。

それから高齢者等に配慮して、今後高齢化が進むという観点につきましては、さきほど増築で5㎡までであるならば、1mでなくて0.5mまで許容してもいいのではないだろうか。その主旨は、トイレとか洗面所とか、今後は高齢化に向けて必要になるバリアフリーのための増築工事が必要となる、そういったものは1mではなくて5㎡までの増築であれば50cmまでいいんじゃないだろうかといったことが、住民の中で話し合われまして地区計画の案としてとりまとめております。以上でございます。

委員 この団地で例えば空き家が発生していたりとか、なにか困難になっている問題を抱えているわけではないという状況ですか。郊外の一般の団地でよく聞かれる話として空家が発生するとか新規居住者が入らないとか、いろんな問題があるように聞くんですけども、この団地で例えばそういう問題を抱えているわけではないと理解してよろしいでしょうか。

事務局（都市計画担当課長） 現段階ではそういう状況ではございません。

会長 よろしいですか。

委員 例えば地区計画でこのような内容を決定した場合に、今後10年20年経って状況が変わってきた時の変更の手続きはどのようにされることになるんですか。仮にこの家で合わなくなってきたと。例えば団地内に違う建築を建てた方がよかろうというようなことになったりだとか、なってきたときには地区計画自体の変更の手続きはどのようになるのでしょうか。

会長 はい。お願いします。

事務局（都市計画担当課長） そもそも地区計画というのは住民主体のまちづくりということでございまして、住民の方々の中で、5年10年たちまして、これはこのように変更しようとか、そういった仮に話が出されましたら、住民の総意で話し合いが行われる中で地区計画の変更も可能であるということでございます。



委員 わかりました。

会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 委員の御質問にも関連するんですが、先ほどあった高齢者対応という点で、今のところ低層住宅ということで、老人ホームとかそれに関するものなどの建築が制限されるということですが、そういったものが今後、例えばもっと小規模なものが地区の中で必要になってくるようなことは、住民の方の話し合いで、地区計画の中に出てこなかったのかという点をちょっと聞きたいのですが。

会長 はい。お願いします。

事務局（都市計画担当課長） 近隣商業地区に、そういったグループホームといった施設が現在ありまして、近隣商業地区においては、立地が可能ということもありまして、話し合いの中ではそういった議論というものは出ておりません。

委員 それから、商業地域に関して、こういう郊外型の場所の場合に、もともとの計画では、住民のいろいろな日常生活の用途に供するようなものを用意してるんですが、どうしても自動車利用が増えることによって、商業的に成り立たなくなって、そこから撤退されるようなこともあるように聞くのですが、そういうことについての話題はなかったんですか。

会長 はいお願いします。

事務局（都市計画担当課長） 話は出ておりません。

委員 それと、今回の内容とはちょっと違うのですが、この地区のこの住宅は、比較的通過交通が見られる場所なんですけど。といいますのは、西側山手の方から出てきて、住宅地の中を抜けて、東の旧来の道の方へ抜けていく車が多いのですが、そういう通過交通に関してという話も特になかったのでしょうか。

事務局（都市計画担当課長） 通過交通の関係も、特段話し合いの中では出てきておりません。

委員 あともう1点だけお願いします。さきほどの緩和という件で、将来のバリアフリー化のため、というお話があったのですが、それは目指している目的外でやるということについては、制限をかけているということでしょうか。それとも数値的な制限だけだったでしょうか。

会長 はい、お願いします。

事務局（都市計画担当課長） バリアフリー化のための増築を許容することが、本来

の主旨でございましたけれども、バリアフリーの基準を明確に規定することが困難であったことから、特に目的は問わないことといたしております。

委員 そうしますと、そういった目的でなくて増築をしてしまうことは可能であるけれども、それは地区の住民としては認めるということですね。

事務局(都市計画担当課長) そういった観点でバリアフリー化を想定した面積規模を5㎡以下というふうに条件づけをいたしております。

会長 よろしいですか。はい、その他にいかがでしょうか。

委員 藤の木団地の住民の方々は非常に恵まれていると思うんですけども、同じような住宅環境、住まいの環境を作るという意味において、広島市当局としては、それを積極的に横展開していくとそういうアイデアはございませんか。さきほどおっしゃったのは、市としてはアドバイザーを派遣して、極力環境をよくするというためのいろんなアドバイスをしていくとおっしゃいましたけれども。

会長 はい、お願いします。

事務局(都市計画担当課長) 地区計画についての横展開ということですが、いずれにしても地区計画というのは、住民主体のまちづくりということで、住民の発意というものがどうしても基本的に必要な要件ということになってまいりまして、住民の方々がグループでまとまって勉強会したいんだというような話がありましたら、市の方も積極的に地区計画とはこういうものだとか、こういうきめ細かなまちづくりをしていくことができるという制度の説明とか、いろいろと勉強会には積極的に参加していくというスタンスになるかと思えます。

会長 よろしいでしょうか。その他に御意見、御質問ございますでしょうか。

委員 私は都市計画ということに関心をもって来させていただいたんですけども、今回生活権というものが非常に関心があり、気にかかって、今回、こういったことで、西風新都をモデルとして、今おっしゃってなかったけれども、まずモデルであるAシティの団地の方を見ようと思って「こころ」のところまでは行けなかったんですけど「花の木団地」のところまで行ってきました。私もちょっと忙しかったので、30分位そのへんを歩いて帰ってきました。そして、その翌日、藤の木台団地へ、私も行ったことがありませんでしたので、一応自分の体で感じるものを大事にしたいなと思って行ってまいりました。

そうすると、もちろんその団地が出来て大分長いので、人の気配を感じるのはやはり

藤の木台団地の方だったと。西風新都の団地はとても理想的、日本にこんなところがあったのかしらと思うくらい。外国に行ったんじゃないかと。それは建物もそうなんですけど、一番感じたのは植木ですね。それがもう街全体で統一されている。そういったことを、今回も、塀とか垣根とか、そういったものにもあるんですけど。

そういった、アドバイザーですね。植木とかの植え方、これは絶対私たちが思いついて出来ることではない、そういう風に西風新都の場合できているんですけど、今度藤の木台団地にしても、そういう風に例えば、アドバイザーを入れて、それはどんどん成長していくものですから、一回そうしておけばすむものではなくて、永遠にある程度の学習をしながら植木だとか、壁、塀ですね。法面を利用した植木のコーディネートの方とかそういったことはどう考えておられるんですか。今、藤の木台団地に行って西風新都のようなまちづくり、植木をコーディネートしていくにはものすごい時間がかかると思うし、皆さんの気持ちひとつにしていくということは、非常に難しいことだと思いました。ガレージの使い方でも倉庫のように使っているところもあるし、お花を飾ってきれいにしているところもあるし、そこのところをこれからどういう風にされるつもりかな、ということを知りたいと思います。

会長 事務局、お願いします。

事務局(都市計画担当課長) はい、さきほどからちょっと御説明いたしております。地区計画というのは住民主体のまちづくりということで、どうしても現実的には地区のリーダー的な存在の方、指導者的な存在の方が必要だということと言えます。いずれにしても、市として、市民の方々と協働で、より良いまちづくりということで、積極的に住民の方に、勉強会をしたいとか、協議ありましたら、積極的に御説明にも出向いて行って、逐一内容について御説明しながら、きちんと協働で、いいまちづくりを進めていきたいと考えております。

委員 わかりました。アドバイザーのことなんですけれども、私は今の西風新都とか藤の木台団地とはずいぶん違う古い草津という古い街で、街を歩いていても人の気配をいつも感じるようなところなんですけども、皆さん今アドバイザーということで、任意でアドバイザーも市の方が派遣してくださるということで話が進んでいるようですが、街の人のそういう気持ちが盛り上がった場合に、街の人がそういうアドバイザーを探すというか、そういうことを言っているうちに、いろんな人と出会いをもって、街の人がアドバイザーを連れくる、選んでお願いしてくるといったことが、今回の藤の木台団地

の場合はなかったんでしょうか。

会長 事務局、お願いします。

事務局（都市計画担当課長） 街の方がアドバイザーを連れてこられるということは、今回についてはございませんでした。

委員 そうですか。分かりました。

会長 よろしいでしょうか。その他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員 今の件とまたちょっと違うんですけども、近隣商業地区で、こういう建物で、パチンコ屋さんとかマージャン屋さんとかカラオケボックスとか、そういったものは置かないでおきましょうということなんですか。一番下の方3番目ですね。「劇場・映画館・演芸場、そういったものも建てないでおきましょう。」とあるんですけども、劇場というところがかりになるんですけども、住民の人たちも利用できるようなコンサートホールのようなものを、そこにやはり建築して、それは行政に造ってもらおうというのではなくて、住民の力も合わせて、そういうものを造るといいんじゃないかなと思います。それと、コンサートホールだとか広島区の区民センターを小さくしたような、親戚の人が来た場合、ちょっと人数が多い時にはうちの中に泊まっていただくことが出来ないことが多いと思いますが、そういう場合、簡単に泊まれるホテル形式のものがあったり、お客さんが多い時、みなさんで応接室かサロンのようなものをこの施設の中にあわせて造ったらいいのではないかと。

団地の場合、必ずそういうところが文化を育て、生み出していけるんじゃないかなと。これは絶対はずせないんじゃないかなと思います。長くなるんですけども、昨日、広島県の大きな神楽の競演会をはじめてみたんですけども、広島にもすごいイベントがある、原爆からすべてを失ったヒロシマというふうに見られてるんですけども、伝統文化というのが、それは山岳地ですけども、瀬戸内の中にも文化や芸能がたくさんあるので、特に子どもたち、それからお年寄りも参加できるような、こういうコンサートホールというようなものは、ぜひ必ずこういうところに設置するのが望ましいと思います。以上です。

会長 事務局から何かございますか。はい。

事務局（都市計画担当課長） コン서트ホールにつきましては、客席を設けるといことになりますと、劇場・映画館・演芸場等の分類になりまして、立地できないと。これにつきましては、住民の方々の話の中で、こういった施設というものは、住

環境の中で住環境保全という観点から排除していこうということで、皆さん、地権者も含めまして地区の方々全員の合意ということで、今回、案が出されておりますので、その点を尊重して案としてまとめたものでございます。

委員 住民の方の御意見だったんですね。はい、わかりました。以上です。

会長 はい、お願いします。

委員 今の御質問の内容でのことなんですが、専門家を市から派遣されるのではなく、住民がどこかで選んできてというのがあったんですが、制度上はそれは可能なのでしょうか、というのがひとつの質問です。もうひとつは、前半で言われていた緑を育てていくという、樹木を育てていくのに時間がかかるような内容の計画についてのところなんですが、このような地区計画を指定した場合に、その後どのようにその街が育っていているかという、市としては他の先行地区でですね、地区の方のフォローをされているかどうかというのを、1回計画を作るときにいろんなアドバイスを住民達ができることができると思うのですが、これが制度化させて実行していったときのあとのフォローというのは、行政としては何か対応しておられるのか、という2点教えてください。

会長 はい、お願いします。

事務局（都市計画担当部長） コンサルタントの方を、ここの地区の住民の方が、個人的な関係でコンサルタントさんを連れてきて、まちづくりを教授するということは当然可能でございます、必ずしも市からコンサルを派遣しなければいけないというものではございません。

住民発意のまちづくりですから、住民さんがまちづくりをしていく中でいろんな方の意見を聞いてやるという手法は可能でございます。

それと地区計画のフォローということでございますけれども、これは街を作っていくというのは行政主導のまちづくりと住民主導のまちづくりというのが2つございます。行政主導ということであれば、例えば行政が団地を作って将来どういう風に展開していくということで、色々考えをめぐらして作っていくことができると思いますけれども、今回の藤の木につきましては、当然、61年から20年間、そのに住んでいる方が、それぞれこの建築協定に基づいて自分達の理想とする団地というものをこれまで作ってまいりました。その団地を、今まで以上にもっと良くしていこうということで、今回地区計画を作られております。当然ですからその内容につきましては、

このあと地区計画の内容について建築基準法に基づいて法的な担保をとり、それに基づいて今の住民主体のまちづくりを法的に担保していくということをとってまいりますので、それはきちりとまちづくりができる、というふうに考えております。

会長 よろしいですか。

委員 仮に、私さきほど質問したんですが、この計画に不具合が生じてきた時に、また考え直そうというような団地であった場合には、例えばまた市と相談してやるような体制というふうなフォローはあるかという意味合いですけども。これできたからには、やはりこの審議会で認めたということにしますと、やっぱりこれがちゃんと正しかったかどうか気になるところなので、そういう意味で当然住民主導でやられている所はどんどん住民主導でやっていただいた方がよろしいと思うんですけども、やはり何かしら行政的にサポートするといったことは、ここで切れるという話ではないという意味での質問でした。

会長 はい。

事務局（都市計画担当部長） 今後、住民さんがまちづくりをしていく中で、例えばもっとこういうふうにした方がいい、もっとこういうふうに皆でやっていこうよということがあれば、それは当然今回の地区計画の中に新たにまた盛り込んでいくとかという変更につきましては、行政もフォローしていきたいというふうに思っています。

会長 はい、他にいかがでしょうか。

委員 今までの審議されているのをずっと伺っていて、御質問の中に、やはり広島市の人口の移り変わりといいますか、人口構成の移り変わりというふうな観点からご質問がいくつかあったように思うんです。それで、それと同時に、今御回答くださった中で、行政主体のまちづくりと住民主体のまちづくりというのと2つあると思うというふうに先ほど御回答くださったんですが、また一方では、地区計画というのは住民の発意が要件であると、住民の方が言われて作り出すというか、動き出すという御発言もあったんですが、例えば、この藤の木は、先ほどもどなたか言われたように大変恵まれて主体的に将来性を考えながら地域の方が動かれているわけですが、例えば同じような地区に、薬師が丘とか観音台とか杉並台とか八幡が丘とかありまして、例えば藤の木がそういう形で先行して、そこにどんどん人が入りはじめると、周りの団地は同じような状態で、バブル前後、高度成長期ぐらいに作られたものが、人口が高齢化して行って、子供達がいなくなるような、周りの団地は出遅れてしまって、藤の

木が栄えるといえますか、そうしますと言葉は適当でないかもしれませんが、既得権益の奪い合いみたいな形にもなりかねないので、そのところはやはり、藤の木は昭和61年くらいにできていると。観音台なんかは昭和40年代に出来たと思うんですが、その時の人口構成とか地区計画のあり方というのと、これから20年くらいをみた地区計画のあり方とは、少し考え方を変えないといけないのではないかと。それは行政主体とは言いませんが、やはり行政の方が、今後このように人口がこの地区は移っていくから、このような形のものが地区として、例えば4団地くらいのもので何か必要になるんですが皆さんいかがでしょうか、というような形で提案することも、今後お考えになっていただくことが必要なんじゃないかと行政の側にも思うんですけど、その点をお聞かせ願いたいんですが。

会長 はい、お願いします。

事務局（都市計画担当課長） 今後の少子高齢化といえますか、人口減少に向けての地区計画のあり方というようなことかと思うんですが、広島市全域にも相当な団地がございまして、行政としても一度に対応することも現実的に不可能という中で、地区計画の制度というものは例えばホームページでなり、いろんなところでこういう制度があるとオープンにし、皆様にお示ししておりますので、そういった地区計画の内容を理解をされながら、いずれにしても地区の方々のある程度リーダーとなっておられる方々を中心にしまして、そういった発意を踏まえながらやるというのが基本的スタンスになるかと思えますけど、委員おっしゃいました、そのあり方については、今後検討していく必要があるのではないかというふうに考えております。

会長 都市計画そのもののあり方については、国土レベルの話もあるし、地区レベルの話もあって、ここですべてを議論していくことは難しいと思うのですが、この藤の木地区の地区計画の策定にあたって、今御発言いただいたようなことで、何か具体的にやっておくべきだということがありましたら、御発言いただければいいと思うんですが。一般的に人口の社会変動がある中で、市・地域全体として格差バランスと効率性と将来の発展を考えたときの都市計画のあり方をどうするかという議論は、ちょっとここでは十分に時間がとれないかと思えますけど、よろしいですか。

委員 今、今後考えていくと言われたので、どうぞよろしく願いいたします。

会長 本議案につきましてその他に御質問ございませんでしょうか。はい、お願いします。

委員 いろいろ御質問も出たんですけど、具体的な意見を2点ほど申し上げたいと思います。その前に今いろいろ御意見、要望等が出ましたけれど、地元の団地の皆さんと行政一体になってよくここまでまちづくりのルールを作られたというのは、私は非常に立派なことだと思っています。できればさらに、団地なんですけども既成市街地、例えば西区の古江地区等ですでにありますよね。ああいうものが全市に波及していくよういっそう努力をしていただければありがたいと思います。

それで具体的な質問なんですけども、まず1点は、21ページの下の方に整備計画の中に、建築物等の形態又は意匠の制限というのが下から2番目の枠の中にありまして、「造成した擁壁には床版等の工作物を設けてはならない。ただし、道路に面する掘込車庫及び公共の用に供する施設等についてはこの限りではない。」ということが書いてあるんですが、これは簡単に言うと、よく住宅の擁壁があって敷地が狭いからコンクリートで張り出して、前が道路で、張り出して、ここを庭にしたり、物置を作ったり、あるいは、道路から見ても景観上非常によくない、これは禁止しよう、というルールを定められたと、非常にいいことだと思う。私が言いたいのは、ただし、ということがありまして、「公共の用に供する施設等については、この限りではない。」。要するに「民間がやるものについては制限をするんだけど、公共のものは床版を作ってもいいんだよ。」というようにこの文章から読めるのだけど、私は公共が率先してそういう床版を作ったりすることはやめるべきだというように思います。それが1点です。

それからもう1点は、24ページなんですけども、団地の図面がありまして、一番北とそれから一番南の方に少し白抜きになってますね。一番上は小学校があるところだろうと思うんですが、一番下は白抜きのところは何があるのかよくわかりませんが、ここは地区計画の範囲内だけど、整備計画を定めていない区域ということになってますね。ここについても、整備計画を合わせて、今回定められた方がいいんじゃないかと思うんですが、その点は、あえてここは整備計画を立てられなかった。何も具体的なルールがないというのはどういうことなのか。この2点です。

会長 はい、お願いします。

事務局(都市計画担当課長) まず1点目の21ページの「床版等の工作物を設けてはならない。ただし、公共の用に供する施設等についてはこの限りではない。」といった点の御指摘でございますが、公共の用に供する施設としまして、電柱とか案内標識



とか照明灯といったものを想定しております。この場合、現地の状況によっては、道路の空間確保という観点から、そういったものも許容する必要がある場合があるのではないかと、そういったことからこういった規定を設けております。それから2点目の24ページの地区計画の区域と地区整備計画の区域が外れている北側は小学校と幼稚園、それからバスの車輛基地でございますが、南側は中学校の予定地ということでございますけれども、この今回の地区計画につきましては、地元の方々との協議の中で、建築協定の区域を基本としていこうということがベースにありまして、先ほど申しました施設については、公共的な施設ということもあって、他の地区とは性格が異なるということから、今回は区域から排除しているところでございます。以上でございます。

委員 念のため確認しておきますが、擁壁の床版の件なんですけども、確かに読んでみると床版等の工作物と書いてあるのですね。だからそういうように理解していいですね。例えば、公共、集会所とか公民館の敷地が狭いから、そこに床版を作って、その上に建物を作るというようなことはやりませんよ、というように理解していいですね。

会長 はい、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは他に特に御意見、御質問ございませんようですので、本第3号議案につきましては、原案どおり都市計画とすることを適当と認めると、市長に答申するというところでよろしゅうございますでしょうか。

委員 異議なし。

会長 ありがとうございます。異議なしと認めます。それでは第3議案につきましては原案どおり答申することにいたします。

会長 最後でございますが、その他といたしまして事務局より報告事項が2点ございます。2点につきまして御説明をお願いいたします。

事務局（道路計画課長） 道路計画課長でございます。まず「都市計画道路見直しの基本方針（案）について」でございます。お手元に資料を配布させていただいております3つの資料がございます。これにそって御説明させていただきます。

都市計画道路のうち、都市計画決定から未着手のまま長く時間が経過した路線については、当初計画決定時の必要性や位置づけに変化が生じている可能性があるため、その必要性等を改めて検証し、廃止を含めた見直しを行うことが必要となっております。

す。

このため、長期間未着手のままとなっております都市計画道路を見直すにあたり、その背景や必要性、考え方の視点や見直しの手順など、基本的な事項について取りまとめた「都市計画道路見直しの基本方針(素案)」を作成し、平成18年7月の第20回広島市都市計画審議会において御報告させていただき、御意見をいただきました。その後、8月1日から8月31日までの1か月間、素案に対する意見を市民から募集いたしました。それらの御意見でございますが、広島市都市計画審議会では、「素案では市が事業主体とならない路線は見直しの対象としないとあるが、見直しは都市計画道路網全体で検討すべきであり、検討路線の選別条件から事業主体に関する項目を除外すべきである。」という趣旨の御意見をいただきました。また、市民からは、39名の方より御意見をいただきました。その概要について説明いたします。お手元の別紙1「市民意見の取りまとめ結果」というA3の紙を御覧ください。

見直しの必要性については、一番左下の円グラフにあるとおり、約9割の方が「見直しの必要がある。」と回答し、また、素案では見直しの検討対象路線を20年以上未着手の路線とすることにしてはありましたが、これについても約7割の方が「適切と思う。」という回答でございました。さらに、自由意見も55件ございました。それが、右側に列記してございます。このうち、素案の内容に関する意見は10件ございました。

まず最初、「未着手区間だけでなく、事業中区間も検討対象とすべきである。」というものでございます。これについて市の意見でございますが、事業中の区間は、事業計画を立て早期の完成を目指して事業を行っているものでございまして、事業中区間は検討の対象外というふうに考えてございます。

次に、「従来からある計画の見直しでなく、新規計画の提案も含めた見直しが必要である。」という御意見に対しては、素案では、現在の道路網の必要性等について検証することとしてありまして、新規の路線計画は考えておりません。新規の路線計画については、必要があれば別途検討したいというふうに考えております。

次の、「車の離合が困難となっている危険のある現状を踏まえて検討する必要がある。」その次でございます「人口増減、交通量の増減を調査検討し、必要性を見極める必要がある。」という意見でございます。素案では、道路の状況、交通量や人口の推移等、地域の実情を十分に把握した上で、見直しの検討を行うこととしてありまして、

この意見についてはすでに素案の中に含まれていると考えています。

次に、「廃止した場合に、本当に私たちの生活に深刻な影響を与えることはないと思うので、影響を特に検討する必要がない。」という意見でございますが、やはり、計画路線を廃止いたしますと、緊急車両の通行に支障がある、あるいは避難路を確保できないなど、地域に深刻な影響を及ぼす場合があり、こういう視点での検討は必要であるというふうに考えており、素案のままでよいものと考えてございます。

次に、「廃止等の検討には地元意見や要望・陳情を考慮するとあるが、それらの意見を公正・公平に聴く必要がある。」次に「説明会は、各自治会を通じ全住民を集めて行うべきである。」さらに「道路が縮小・廃止となった場合には、市はこれまで制限を課してきたので、そのことに対する地権者等への説明は慎重にする必要がある。」という意見に対しては、素案では、関係者や地域住民等と十分話し合い、合意形成を図ることとしております。素案のままでよいというふうに考えております。

最後でございます。見直し時期について、「見直しは5年ごとに路線の検討を行なうべきである。」あるいは「見直しは毎年か又は2～3年ごとに検討すべきである。」という御意見に対しては、社会情勢などの変化に的確に対応する必要があるため、見直しの検討は適宜行うこととしておりまして、見直し時期を具体的に設定しておりません。素案のままでよいものと考えております。

以上が、市民からの意見に対する本市の考え方でございます。

こうした都市計画審議会での意見や市民からの意見を踏まえ、基本方針素案を一部変更いたしました。変更した内容については別紙2でございます。これで新旧対照させていただきます。これに基づいて説明させていただきます。1枚めくっていただきまして、2枚目の左側の下でございます。素案では「本市が事業主体とならない路線については見通しの対象としません。」と書いてございましたが、案ではこの項目を削除いたしました。これ以降、あと数箇所、訂正箇所がございますが、この項目の削除に伴い変更となった箇所がございますので、説明は省略させていただきます。具体的には、国道の未整備区間がこれにより対象となりまして、横川八木線、国道54号でございます。それと矢野坂線、国道31号でございます。この2路線が検討対象路線に追加になります。あと本編として、資料3で、最終的な「都市計画道路見直しの基本方針案」というのを添付しております。これは、後ほど御覧いただければと思います。

最後に今後の進め方といたしまして、本日の審議会での意見を踏まえて、「都市計画道路見直しの基本方針」というものを最終的に策定いたしまして、この方針に基づいて、都市計画道路の見直し検討を進め、年内を目処に、本市としての、都市計画道路見直し案を策定することとしております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局（都市計画担当課長） 続きまして報告事項の2でございます。お手元に、「報告事項2」としてA4の1枚もので資料を配付させていただいておりますので、御覧ください。前回、7月21日に御審議いただきました案件は、全部で4議案、このうち、都市計画変更又は決定に関する案件は、資料のとおり、第2号議案から第4号議案の3議案でございました。なお、第1号議案は、「会長及び副会長の選出」でございました。まず、第2号議案につきましては、「緑地の変更」でございまして、「原案どおり都市計画とすることを適当と認める。」との答申をいただきましたことから、本年8月9日に、都市計画法に基づく都市計画の変更の告示を行いました。また、第3号議案及び第4号議案につきましては、「若草町地区市街地再開発事業」に関する案件で、これらの議案も、第2号議案と同様、「原案どおり都市計画とすることを適当と認める。」との答申をいただいたことから、本年8月8日に、都市計画法に基づく都市計画の決定の告示を行いました。

以上が、事務局からの報告でございます。

会長 ただいま事務局から御説明いただきました2件の報告につきまして、御質問、御意見等がございましたら、ここでお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。はい、お願いします。

委員 先ほどの発言ともちょっとつながることで、これは全く希望なんですけれども、都市計画の見直しということで、法律に適合しているかどうかということは、広島市の職員の方は大変優秀なんで、それはクリアーされていると思います。それで、例えば、私は大学に務めているんですけども、中四国のお子さんの減り方といいいますか、いらっしゃる方も大阪とか東京の方に流れていってしまうとかいうことがありますので、やはり広島市の都市計画として既存の状況から条件が変わったので、それに合わせるというよりは、できるだけ若い人が楽しくポジティブに住めるようなそういう何かビジョンをお持ちになりつつ、そういうものを盛り込みつつ、都市計画を作っていたら、私も審議会に参加していて楽しく思いますので、よろしく願い

いたします。

会長 特にコメントありますか。よろしいですか。ぜひ、よろしくお願いします。その他に御質問、御意見ございませんでしょうか。はい、お願いします。

委員 報告の一つ目の案件でございますが、検討の体制が提案されております。お願いというレベルになると思えますけれど、関係機関との調整が記述に入れていただきたいと思っております。といいますのが、市の方の内部で調整された結果、今度、案が地元との調整に直接行くような流れに感じております。関係機関協議と申しますのは、特に私共公安委員会といたしましては、報告書資料の中にイメージ図が添付されておりますが、これまで暫定的に交差点形状が調整されてきた経緯がございますので、これが完成形になるということであれば、円滑な交通処理の観点からは調整を必要とすると思っております。特に都計の幅を交差点の端部で直切りとかにされると調整の余地がなくなるというふうに心配しております。是非検討の流れの中に関係機関協議の調整を入れていただきたいと考えております。

会長 ありがとうございます。事務局ありますか。はい。

事務局（道路計画課長） 公安委員会協議は、当然行うべきものというふうに考えております。必要な行政機関との調整については、この中には一言も書いてございませんが、当然公安委員会さん、あるいは先ほど申しました国道関係、これらについては当然所管の機関と調整を図った上で、市としての原案を作るというふうに考えております。中に盛り込むかどうかについては少しまた調整させていただいて、対応させていただきたいと思えます。以上でございます。

委員 その案と言いますのは、案が市の中で出来上がった段階で地元に出る前ぐらいにあるというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

事務局（道路計画課長） 今からこの基本方針が定まれば、この手法に従って各路線ごとにきちんと評価いたします。それで最終的にですね、これは廃止すべき、あるいは廃止してもよいという思いの路線ができれば、その路線について関係機関と御協議させていただいた上で地元協議に入りたいというふうに考えております。以上でございます。

会長 大変重要な視点なので、具体的にどこのページのどこのプロセスを入れたらいいという御意見をお持ちですか。

委員 このイメージ図で左側の方から整備済の区間がございまして、現在市の方で

整備中・事業中の区間というのが明示されてございます。公安委員会としましては、将来、市交差点まで道路が伸びるという前提で、既存の交差点の形状等を協議させていただいたと理解しております。ですから、これが将来、この形がですね、完成の形になるということであれば、そのあたりは円滑な交通処理の観点から、協議をさせていただきたいと考えております。

会長 はい、わかりました。ステップ2のところあたりを中心にですね、一度御検討させていただきたいという御意見だと思います。はい、お願いします。

委員 基本的な質問なんですけれども、2点ほど聞かせてください。

見直しの候補地の基準を、4番目を落としたその結果、4路線が追加になっているんですけれども、これは全部国道関係が追加になったというように理解していいんですか、それとも他の事業主体もあるのであれば、その事業主体を教えてください。それが1点と、それからもう1点はですね、表現の問題なんですけど、見直し検討候補路線の選定ということで、11ページに、 が落としたところですね。 のですね、「当初決定から20年以上経過している路線を対象とする。」というのがあるんですけれども、これは正確な表現は「当初決定から20年以上経過して、未だ未着手区間のある路線を対象とする。」としないとおかしいんじゃないかと。これだと都市計画決定して、もうほとんど出来上がっているものも見直しの対象とするというようにも読めるんじゃないかというように思いますね。それから の説明書きの中に「20年以上経過しても、未だなお着手されていない路線を対象とします。」ここの表現も、「20年経過して全く手付かずのものを対象にします。」というようにも読めるんですね。ここの表現はよく整理された方がいいんじゃないかと思います。以上です。

会長 はい、お願いします。

事務局（道路計画課長） ちょっとすみません。説明を省略させていただいたんですが、この資料2のですね、新旧対象の資料の最後のページをご覧ください。この考え方に基づいた時の検討対象候補路線のリストを載せております。先ほど説明不足でございましたが、事業主体の項目を削除することによって増えたのはですね、口頭で御説明しました矢野坂線、これ右側の新規のリストの下から3番目とですね、1番上の横川八木線でございます、残りの2路線についてはですね、素案の段階でこれは事務局の作業漏れでミスがございまして、この2路線は先ほどの検討対象とは関係なしに間違いがございました。訂正させていただきます。以上でございます。

会長 11ページの方、よろしいですか。

事務局（道路計画課長） 確かに私共やっておりますと、これでわかるような所があったんですが、御指摘のような誤りの所もございますので、表現は検討・工夫させていただきます。以上でございます。

会長 その他に御意見、御質問等ございませんでしょうか。

他にないようですので、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。長時間にわたり御参加いただきましてありがとうございました。